

3 人面墨書土器について

出土遺物のなかでとくに注目されるのは人面墨書土器である。北陸地方での出土初例となったこの土器について、ここでは既応の研究成果に照らしながら若干の検討を加えてみたい。

(1) 人面墨書土器とは

人面墨書土器とは、文字どおり人面を墨書した土器をさし、一般に土師器の甕や壺の外面に墨で人面を描いたものである。通常、河道や溝などかつて水の流れたところから出土し、ときに井戸からも出土する。奈良時代の後期から平安時代前期に盛行し、一部は中世まで受けつがれる。土器に描かれる人面のモチーフは、ドングリ目、たれ目、あるいはつりあがった目に、鼻はダンゴ鼻で顎は髭づらといった男の顔である。その表情も恐ろしげな顔、病みにつかれた顔、おどけた顔などさまざまである。だが、いずれも古代の他の戯画とは趣きを異にし、そこには手本にならなかったかのごとき共通性^{やくひょうがみ}の見うけられるものが多い。土器に描かれた顔は疫病神や邪鬼を表わしたもので、人面墨書土器は、身に憑いた病神や罪・穢れを息吹きとともに壺に封じこめ、水に流したものとされている。こうした儀礼は、ほんらい中国の道教の思想・儀礼に由来するもので、奈良時代に中国から将来され宮廷内での「大祓」^{おほはらい}の体系化のなかに組みいれられたと考えられている。それはおそらく律令制下の地方行政機構（おそらく国衙）を媒介として、やがて地方にも伝播していったと思われる。その意味で人面墨書土器を用いた「祓え」^{はらい}の儀式は、成立当初には中央的・律令国家的な性格を色こくおびた祭祀であったと思われる。

(2) 南太閤山Ⅰ遺跡の人面墨書土器

今回出土した人面墨書土器（以下、人面土器と略）も各地の諸例のあり方と基本的に異なるところはない。したがって上にのべた人面土器の一般的性格を内包するものと考えてよい。まず出土地点はSD03と呼んだ浅い溝内である。時代は伴出の須恵器から奈良時代の中頃から後半と考えられる。つまり人面土器が盛行した時期である。

人面土器は2点ある。1点は土師器の小型の甕で、他の1点は無高台の須恵器の杯である（第26図1・2）。甕には4面にやはり髭づらの男の顔が、杯にも3面に同じく男の顔が描かれている。他の諸例と同様、いずれも個々の土器の人面は同一人物の手で描かれている。人面土器に描かれる顔面の数は、1面を別とすれば一般に2面・4面・6面と偶数のものが多い。その点で上記の杯の3面というのはやや特殊である。また須恵器の杯を利用した例も数少ない。

土師器の甕は口径13.5cm、器高12.4cm、径高指数92で、当地方で一般にみられる在地産の日常用土器である。底部には焼成後に小孔が穿たれているが、これはおそらく、日常用の土器を「祓え」の儀式用に転用するにあたって、仮器としての性格を付与するために穿孔したものと考えられる。

なお、人面土器の細部の諸特徴については、「遺物」の項で詳述したとおりである。



第26図 人面墨書土器と「人面用土器」

(3) 「人面用土器模倣形態」の甕

人面土器と関連して看過しえない土器に1点の土師器の甕がある(第26図3)。同じく溝SD03内の人面土器のごく近くから出土したものである。この種の甕は北陸地方にはまずみられない器形である。北陸地方の小型の甕は、前記の人面土器に示されるように、一般に径高指数が100前後ないしそれ以上であるのに対し、この甕は口径18cm、器高10cmで径高指数は56である。一方、この土器に近い器形は平城京出土の人面土器のなかにみられる。その甕には、日常用の土器が転用されたものと人面を描くために特別に作られた「人面用土器」との二種あるが、この甕は後者の一部により近い。具体的にいえば、平城京右京八条一坊十一坪の溝SD920出土の人面土器はA～Jの10形態に分類されている〔巽1984〕が、なかでもそのJ形態ないしD形態に近似する(第27図)。ちなみにJ形態の径高指数は、例示した第27図3が45、同4が50、そしてD形態(第27図6)のそれは61.5である。

以上みたようにこの甕は、平城京の人面用土器に形態的な共通性を見い出せる。けれども土器の成形・調整技法は明らかにそれとは異なる。平城京の人面用土器は、皿状の型の内側に粘土をつめて底部を作り、型をつけたまま粘土を巻きあげて上部を成形し、「胴部・底部外面には特に調整を施さず、型の痕跡と粘土紐巻き上げ痕をとどめる」ものである〔巽1983〕。しかしこの甕はまずそうした成形技法によるものではない。また調整技法は、胴部の下半から外底面の全面をヘラケズリするものである。こうした外面のヘラケズリ技法は、北陸地方では奈良時代以降の土師器の甕と鍋にほぼ普遍的に認められる。事実、在地産の日常用甕とした前記の人面土器(第26図1)もその例にもれない。

以上の諸点から、平城京の人面用土器に近い器形をもち北陸地方の技法で作られたこの甕は、それを模倣して作られた「人面用土器模倣形態」ともいうべき在地の土器であると考えてよい。だがこの土器自体には人面が描かれていない。これをどう解すべきか。実は平城京の人面用土器には人面の描かれていないものが多数ある(第27図5・6)。先にふれた溝SD920では、約460個体の人面土器とともに「無文の」人面用土器が約200個体出土しており、これらも

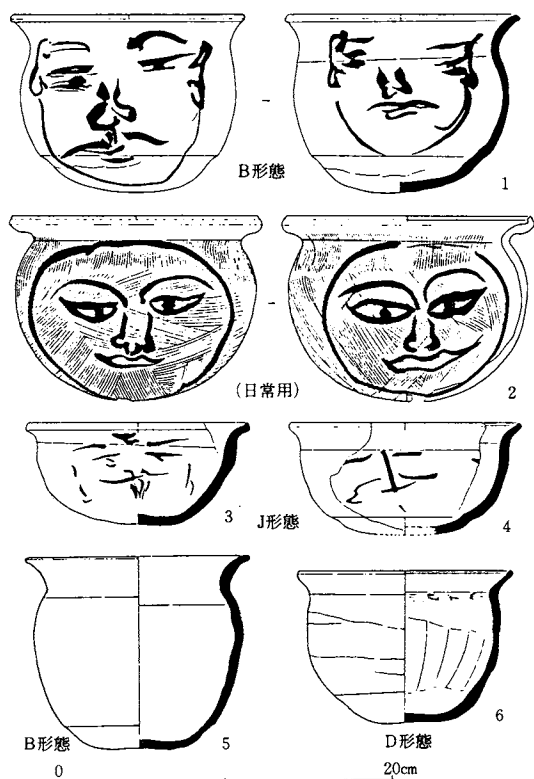
人面を描いたものと同じく祭祀に使用されたと考えられている。

だとすれば、この人面用土器模倣形態の甕もまた、前記の人面土器とともに祓えの祭祀に使用されたものとみてよい。上にふれたその出土状況からもそれは首肯される。その意味でこの甕は、人面こそ描かれていないが在地における「人面用土器」そのものといえる。この土器の存在は、人面土器祭祀が中央から伝播したという冒頭の考えをさらに裏づけるものである。

(4) 人面土器祭祀の背景

人面土器による祭祀は、「中央畿内で盛行し、おそらく各地に赴く官人たちによって地方にも伝えられ」と言われている〔小出1981〕。これは認めてよいが、この遺跡のばあい越中国府推定地(高岡市伏木)から約11kmも離れており、ただちにそれと結びつけることはむづかしい。また射水郡衙の所在地も不詳であり、それと関連づける材料もない。あるいは逆に、この土器から至近地における郡衙の存在を推定する考えもあろうが、現状ではむしろ数キロ内外の至近地にこうした人面土器を用いた祓えの祭祀を行いうるような官人層が居住していたことを示唆しているように思われる。

(岸本雅敏)



第27図 平城京の人面墨書土器と人面用土器
〔奈文研1984〕